

令和8年度東大和市分譲マンション耐震診断費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、災害に強いまちづくりを推進するため、市内に存する分譲マンションについて、令和8年度中に耐震診断を実施する管理組合に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては、東大和市補助金等交付規則(昭和42年規則第6号)及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 分譲マンション 2以上の区分所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。)第2条第2項に規定する区分所有者をいう。)が存する建物で人の居住の用に供する専有部分(同条第3項に規定する専有部分をいう。)がある共同住宅(店舗等の用途を兼ねるもので店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。)をいう。
- (2) 管理組合 分譲マンションの管理を行う、区分所有法第3条若しくは第65条に規定する団体又は区分所有法第47条第1項(同法第66条において準用する場合を含む。)に規定する法人をいう。
- (3) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。)第2条第1項の耐震診断に基づき、地震に対する建築物の安全性を評価することをいう。
- (4) 耐震化指針 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年1月25日国土交通省告示第184号)に示された指針をいう。
- (5) 評定 耐震化指針等に適合するかどうかを評価することをいう。
- (6) 評定機関 東京都と耐震改修等の技術評定に関する協定を締結した専門機関をいう。

(助成対象分譲マンション)

第3条 助成金の交付の対象となる分譲マンション(以下「助成対象分譲マンション」という。)は、次の各号のいずれにも該当する分譲マンションとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築基準法第6条第1項に基づく確認を受けたものであること。
- (2) 市内に存する耐火建築物又は準耐火建築物であること。
- (3) 地階を除く階数が原則として3階以上のものであること。
- (4) 東大和市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱に基づく特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業の対象ではないこと。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、助成対象事

業を実施する分譲マンションの管理組合とする。

(助成対象事業)

第5条 助成対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、分譲マンションの耐震診断に関する事業とし、次に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

- (1) 助成対象事業が第8条による申請をした日の属する年度の2月末日までに完了するものであること。
- (2) 助成対象事業を実施することについて、区分所有法の定めるところによる集会の決議をしていること。
- (3) 耐震診断の内容について、耐震化指針等に適合する水準にあるか否かについて、評定機関による評定を受けるものであること。
- (4) 耐震診断費用について、他の補助金等の助成を受けていないこと。
- (5) 耐震性向上のための設計方針及び当該設計方針に基づく概算改修工事費用の把握に努めること。

(助成対象経費)

第6条 助成対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、耐震診断に要する費用及び次の各号に掲げる額の合計額のいずれか低い額とする。

- (1) 助成対象分譲マンションのうち、延べ面積1,000平方メートル以内の部分
当該部分の面積に1平方メートル当たり3,670円を乗じて得た額
- (2) 助成対象分譲マンションのうち、延べ面積1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の部分
当該部分の面積に1平方メートル当たり1,570円を乗じて得た額
- (3) 助成対象分譲マンションのうち、延べ面積2,000平方メートルを超える部分
当該部分の面積に1平方メートル当たり1,050円を乗じて得た額
- (4) 設計図書の復元、評定機関の評定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は1,570,000円を限度として加算することができる。

(助成金の額)

第7条 助成金の額は、前条の助成対象経費に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、当該額が2,000,000円を超える場合は、2,000,000円を限度とする。

(交付申請)

第8条 助成対象者は、助成金の交付を受けようとするときには、当該助成対象分譲マンションの耐震診断に係る契約を締結する前に、次の各号に掲げる書類を添えて、分譲マンション耐震診断費助成金交付申請書（第1号様式）により、原則として、申請しようとする日の属する年度の9月末日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 助成対象分譲マンションに係る建築確認通知書の写し又は台帳記載事項証明書など建築時期等を確認できる書類

- (2) 法人全部事項証明書（法人の場合）
 - (3) 建物等の概要が確認できる書類（案内図、配置図、各階平面図及び立面図等）
 - (4) 管理組合の規約及び耐震診断等の実施を決議したことが分かる書類
 - (5) 建物全部事項証明書（代表者分）
 - (6) 耐震診断計画書（工程表を含む）
 - (7) 耐震診断に係る費用の見積書の写し
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- （交付決定）

第9条 市長は、前条による申請を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、分譲マンション耐震診断費助成金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、交付の決定に当たり、必要な条件を付することができる。

3 市長は、助成金を交付しないことに決定したときは、分譲マンション耐震診断費助成金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第10条 前条第1項の規定による助成金の交付決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、交付申請の内容に変更が生じたときは、分譲マンション耐震診断費助成金交付変更申請書（第4号様式）に、第8条第1項各号の書類のうち変更に係るものを添えて市長に申請し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、承認するときは分譲マンション耐震診断費助成金交付変更承認通知書（第5号様式）により、承認しないときは分譲マンション耐震診断費助成金交付変更不承認通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による変更を承認したときは、変更内容を審査し必要に応じて、助成金の額を変更するものとする。

4 助成決定者は、耐震診断を中止するときは、分譲マンション耐震診断中止届出書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、当該届出があったときは、当該助成金の交付決定はされなかったものとみなす。

（完了報告）

第11条 助成決定者は、第8条による申請をした日の属する年度の2月末日までに、東大和市分譲マンション耐震診断助成事業完了報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 耐震診断に要した費用の明細書等の写し
- (2) 耐震診断に要した費用の領収書等の写し
- (3) 耐震診断結果報告書の写し
- (4) 耐震診断結果に対する評定書の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第12条 市長は前条の規定による報告書の提出を受けたときは、当該報告書の審査をして助成金の額を確定し、分譲マンション耐震診断助成金交付額確定通知書（第9号様式）により、助成決定者に通知する。

(助成金の交付請求等)

第13条 前条による通知を受けた助成決定者は、分譲マンション耐震診断助成金請求書（第10号様式）により、市長に請求するものとする。

2 市長は前項の規定による交付請求があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、助成決定者に助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(2) 助成金を助成目的以外の用途に使用したとき。

(3) この要綱の規定又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) 予定の期間内に完了しないとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取消したときは、東大和市分譲マンション耐震診断費助成金交付決定取消通知書（第11号様式）により助成決定者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取消した場合において、その取り消しに係る助成金を既に交付しているときは、期限を定めて当該交付済みの助成金の返還を命ずるものとする。

2 助成決定者は、前項の規定により助成金の返還を命ぜられたときは、前項の期限内に当該助成金を市長に返還しなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

東大和市長 殿

申請者 住所
氏名
電話

分譲マンション耐震診断費助成金交付申請書

令和8年度東大和市分譲マンション耐震診断費助成金交付要綱に基づき、分譲マンション耐震診断費助成金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

交付申請額	円	耐震診断等に要する費用	円	
建築物の概要	マンションの名称			
	所在地	東大和市		
	規模	地上 階 / 地下 階 戸		
	構造 (混構造では複数に○)	木造・S造・RC造・SRS造・その他		
	面積 (少数第3位切捨て)	延べ面積	m ² (うち居住部分	m ²)
	敷地面積	m ²		
建築確認年月日	年	月	日	
耐震診断実施予定期間	年	月	日 着手 ~ 年 月 日 完了	
評定書交付予定日	年	月	日頃	
診断機関	名称 住所 連絡先			
添付書類	(1) 建築確認通知書の写し又は台帳記載事項証明書など建築時期等を確認できる書類 (2) 法人全部事項証明書(法人の場合) (3) 建築物等の概要が確認できる書類(案内図、配置図、各階平面図及び立面図等) (4) 管理組合の規約及び耐震診断等の実施を決議したことが分かる書類 (5) 建物全部事項証明書(代表者分) (6) 耐震診断計画書(工程表を含む) (7) 耐震診断に係る費用の見積書の写し (8) その他 ()			

第 年 月 日
号 日

様

東大和市長

印

分譲マンション耐震診断費助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった分譲マンション耐震診断費助成金の交付
について、次のとおり決定したので通知します。

交付決定額	円	
助成対象 建築物	マンションの名称	
	所在地	東大和市
特記事項		

様

東大和市長

印

分譲マンション耐震診断費助成金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった分譲マンション耐震診断費助成金の交付について、次のとおり交付しないことを決定したので通知します。

申請のあった 対象建築物	マンションの名称	
	所在地	東大和市
不交付決定の理由		

東大和市長 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号

分譲マンション耐震診断費助成金交付変更申請書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた分譲マンション耐震診断費助成金の申請内容を次のとおり変更したいので申請します。

助 成 対 象 建 築 物	マンションの名称		
	所 在 地	東大和市	
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後	
変 更 理 由			
添 付 書 類			

様

東大和市長

印

分譲マンション耐診断費助成金交付変更承認通知書

年 月 日付で申請のあった分譲マンション耐震診断費助成金の変更申請について次のとおり承認します。また、年 月 日付 第 号で交付決定した分譲マンション耐震診断費助成金の額を 円に改めます。

助成対象 建築物	マンションの名称		
	所在地	東大和市	
承認内容	変更前	変更後	

第 年 月 日 号

様

東大和市長

印

分譲マンション耐震診断費助成金交付変更不承認通知書

年 月 日付で申請のあった分譲マンション耐震診断費助成金の変更申請について、次の理由により不承認としたので通知します。

助 成 対 象 建 築 物	マンションの名称	
	所 在 地	東大和市
不 承 認 理 由		

東大和市長 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号

分譲マンション耐震診断中止届出書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた、耐震診断を次の理由により中止するので届け出ます。

助 成 対 象 建 築 物	マンションの名称	
	所 在 地	東大和市
中 止 の 理 由		

年 月 日

東大和市長 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号

分譲マンション耐震診断助成事業完了報告書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた耐震診断が完了しましたので、次のとおり報告します。

助 成 対 象 建 築 物	マンションの名称	
	所 在 地	東大和市
耐 震 診 断 完了年月日	年 月 日	
交 付 決 定 額	円	
添 付 書 類	(1) 耐震診断に要した費用の明細書等の写し (2) 耐震診断に要した費用の領収書等の写し (3) 耐震診断結果報告書の写し (4) 耐震診断結果に対する評定書の写し (5) その他 ()	

様

東大和市長

印

分譲マンション耐震診断費助成金交付額確定通知書

年 月 日付で交付決定した分譲マンション耐震診断助成金について、
年 月 日付で提出された分譲マンション耐震診断助成金完了報告書を審査した結果、次のとおり助成金額を確定します。

助成対象 建築物	マンションの名称	
	所在地	東大和市
助成金額	円	

第10号様式（第13条関係）

年 月 日

東大和市長 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号

印

分譲マンション耐震診断助成金請求書

年 月 日付 第 号で助成金交付
額確定通知のあった分譲マンション耐震診断助成金について、次のとおり請求しま
す。

交付請求額	円
-------	---

様

東大和市長

印

分譲マンション耐震診断費助成金交付決定取消通知書

年 月 日付で交付を決定した耐震診断費助成金について、令和8年度東大和市分譲マンション耐震診断費助成金交付要綱第14条第2項の規定に基づき、次のとおり交付の決定を取消します。取消しに係る助成金が既に交付されているときは、助成金の返還を命じます。

助成対象 建築物	マンションの名称	
	所在地	東大和市
交付決定	年 月 日付	第 号
取消しの範囲		
取消しの理由		
返還額	円	
返還期限	年 月 日	